

国立国会図書館

フランスの家族政策

—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 941 (2017. 2.16.)

はじめに

- I フランスにおける人口動態及び家族政策の経緯
- II 家族給付（手当制度）
- III 保育サービス・就学前教育
- IV 出産休暇・育児休業制度
- V 税制上の優遇措置
- VI 年金制度上の優遇措置
- VII 妊娠と出産に関する医療費等
- VIII 大家族カード

おわりに

- 我が国では 1990 年来、四半世紀にわたり少子化対策を講じてきているが、依然として出生数は漸減し続けており、いよいよ総人口の減少が始まっている。
- フランスは、100 年以上前に少子化等による人口減少を経験し、以来、家族への現金給付、税制や年金における多子世帯優遇、妊娠出産での医療費軽減、鉄道料金等割引、多種多様な保育サービスの提供等の家族政策を実施してきている。合計特殊出生率も、最近 10 年は先進国随一の 2.0 前後を維持している。
- フランスの家族政策は経済支援から始まったが、現在では、男女両性への仕事と家庭の両立支援や家族による選択の自由の保障が、政策目標となっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働調査室（主幹 いずみ まきこ 泉 眞樹子）

社会労働課（こんどう みちこ 近藤 倫子・はまの めぐみ 濱野 恵）

第 9 4 1 号

はじめに

我が国の少子化対策は、1990（平成2）年の1.57ショック¹を機に始まり、既に四半世紀を経ている。時を同じくして、1991（平成3）年に「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号。現題「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）が制定されており、1990年代半ば以降、エンゼルプラン、新エンゼルプラン等の少子化対策が行われた。2001（平成13）年7月6日には「仕事と子育ての両立支援等の方針」が閣議決定され、その後、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）と「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）の制定、少子化社会対策会議設置（平成15年9月）、少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）、少子化社会対策会議による「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月27日決定）等、次々と対策が講じられた。さらに子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等の子ども・子育て関連3法成立、少子化社会対策会議による少子化危機突破のための緊急対策（平成25年6月7日決定）、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）が続き、2015（平成27）年4月には、子ども・子育て関連3法による子ども・子育て新制度が発足した。しかし、この間の少子化傾向については、合計特殊出生率（以下「出生率」）こそ2006（平成18）年の1.26を底に上昇しつつあるが、1990（平成2）年に122万人だった年間出生数は2015（平成27）年の101万人へと漸減し続けている。出生率低下による少子化は先進国共通の課題だが、フランスは人口政策としての家族政策に長い歴史を有し、一定の成果を上げるに至っている。本稿では、様々な観点から実施されているフランスの家族政策について紹介する。

I フランスにおける人口動態及び家族政策の経緯

フランスは先進国中で最も早く、19世紀から出生率が低下し始め、第一次世界大戦後に人口減少に直面した。このため、1930年代に少子化対策を国家的課題と認め、対策を講じ始めた。1932年に2人以上の子を扶養する被用者家庭への家族手当を法制化し、1938年には農業や自営業等の家庭へ拡大して全国統一制度とした。1939年には、フランス議会上院に「人口問題高等委員会」（Haut Comité de la Population）を設置して出生率引上げのための対策を協議し、家族に対する物質的援助によって出産を奨励する「フランスの家族及び出生率に関する1939年7月29日の命令」²、いわゆる家族法典（Code de la famille）を制定した。

家族法典はその後の各種立法の基礎となり、経済的支援や保育サービス提供等の子育て世帯に対する支援策は、第二次世界大戦後に本格的に展開され、家族政策と総称されている³。

第二次世界大戦直後の1946年には、子育て世帯への経済的支援拡充として、税制上の多子世帯優遇措置創設と家族手当の法体系整備（社会保障法典（Code de la sécurité sociale）に法典化）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年2月1日である。

¹ 1989（平成元年）年の合計特殊出生率が、女子の生まれ年として忌避されて出生数が激減した丙午の年（1966（昭和41）年）の1.58を下回ったことが報じられ、我が国の少子化傾向と将来の人口減少について、広く関心を集めた。

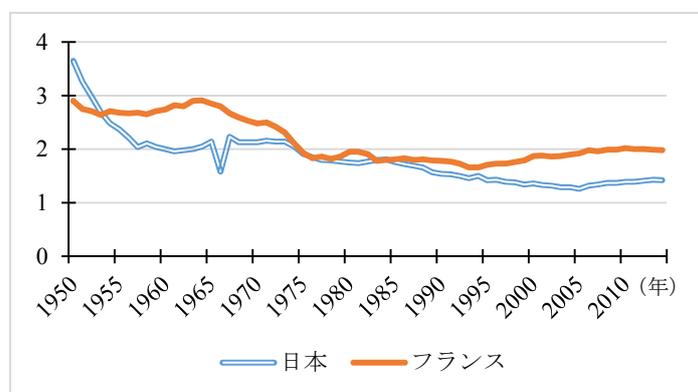
² Décret-loi du 29 juillet 1939 relatif à la famille et à la natalité française.

³ 家族政策の経緯については、柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』682号、2007.11, pp. 85-105. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999704_po_068205.pdf?contentNo=1>

が行われた。次に1960年代から1990年代まで、受給要件と所得要件を伴う各種手当制度が創設された。戦争直後は専業主婦優遇を指向していた⁴が、女性の社会進出による生活スタイルの多様化が進んだ1970年代に再び出生率が低下すると、経済的支援と併せて、保育サービス充実や育児休業制度の導入等、職業と家庭生活の両立支援策が講じられた。

すぐには出生率の低下は止まらず、1990年代前半に1.66まで落ち込んだものの、1990年代後半から上昇に転じて、現在では2.0前後と高水準を維持している（図参照）。出生率上昇の背景には、1985年以降、第3子出産優遇策を採り⁵、1990年代以降は、職業と家庭のバランスを「個人が自由に選択できる」ことを重視し、そのために保育サービスの多様化と男女両性への育児休業拡充を進めたこと、さらに2005年には、ドビルパン（Dominique de Villepin）首相（当時）が「女性が仕事を続けながら子を持つ」家族モデルを強化する方針を立て、両性が育児を共に担うことをより一層推奨する制度改革を実行したことがある⁶。

図 フランスと日本の合計特殊出生率（1950～2014年）



（出典）内閣府「第1-1-25 図 主な国の合計特殊出生率の動き（欧米）」『平成28年版 少子化社会対策白書』2016, p.23. <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28webhonpen/html/b1_s1-1-5.html#zh1-1-25> を基に筆者作成。

フランスの家族政策の決定及び遂行には、1982年以降、首相の主宰で年1回開催される「全国家族会議」（Conférence nationale de la famille）⁷が重要な役割を果たしてきた。同会議は、2009年6月には「人口・家族高等評議会」（Haut conseil de la population et de la famille）と統合・再編されて「家族高等評議会」（Haut conseil de la famille: HCF）⁸が発足し、さらに2016年12月にはHCFを含む複数の機関を統合した「家族児童高齢者高等評議会」（Haut Conseil de la famille, de l'enfance et de l'âge: HCFEA）に改組された⁹。

⁴ 調査情報担当室「フランスにおける子育て支援」『経済のプリズム』131号, 2014.10, p.15. 参議院 HP <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h26pdf/201413102.pdf>

⁵ 岡村美保子「解説 家族に関する法律（立法紹介 フランス）」『外国の立法』No.155, 1988.5, pp.140-148.

⁶ 「ドビルパン首相が新たな家族政策を発表：女性の雇用への復帰促進と同時に、出生率の更なる向上が狙い」『国別労働トピック』2005.11. 労働政策研究・研修機構 HP <http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_11/france_01.html>

⁷ 全国家族会議は、首相、関係大臣、上下両院社会問題委員長、全国家族協会連合（家族関係活動の団体全国組織）、家族手当金庫、自治体、労使代表等の幅広い構成員から成る。柳沢 前掲注(3), pp.90-91.

⁸ 江口隆裕「フランス少子化対策の系譜—出産奨励策から一般施策へ—（2・完結）」『筑波ロー・ジャーナル』7号, 2010.3, pp.111-113. <http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyou/tlj-07/tlj-07-eguchi.pdf>

⁹ 社会福祉・家族法典（Code de l'action sociale et des familles）L.第142-1条による。男女同数の評議員で構成され、家族や子どもに関する問題、高齢化社会への対応等に関する公開討論を牽引し、政策に対する提言や勧告等を行う。HCFEA（Haut Conseil de la famille, de l'enfance et de l'âge）HP <<http://www.hcfea.fr/>>

II 家族給付（手当制度）

家族給付（子育て世帯への現金給付）は、家族政策の核となる制度である。扶養する子のいる世帯への各種手当、乳幼児のいる世帯への手当、子の養育のために失われた所得を保障する手当等、様々で（別表1参照）、全国家族手当金庫（Caisse nationale des allocations familiales: CNAF）が管理運営し、各県にある家族手当金庫（Caisses d'allocations familiales: CAF）が支給する。財源は、①事業主が拠出する社会保障拠出金、②社会保障目的税として個人の所得全般を賦課ベースとする一般社会拠出金（Contribution sociale généralisée: CSG）、③国からの補助金等で、毎年の予算は社会保障制度の財政関連法の下、フランス議会が決定する。¹⁰

1 家族手当、家族補足手当（多子手当）、新学年手当

「家族手当」は1930年代に法制化した最初の家族給付で、20歳未満の子を2人以上扶養する全世帯に支給される。これまで所得制限はなかったが、2015年7月から減額支給制度が導入され、所得の高い世帯は50%減額、更に高所得の世帯は75%減額されるようになった¹¹。

「家族補足手当（多子手当）」は第3子以降を対象とし、低所得の多子世帯を支援するため、1978年に創設された。家族補足手当の所得制限については、親の稼得状況等と子の数によって上限が決まる。ひとり親世帯と共働きふたり親世帯は、片働きふたり親世帯より高い世帯所得でも受給できる。上限額を超えても、約25%の減額支給が行われる中所得層が設定されている。

「新学年手当」は、新学年開始時に学用品等の購入費用を補填するための手当で、学齢期（6歳から18歳）の子を扶養する低所得世帯に対し、年1回支給される。

2 乳幼児受入手当（出産手当／養子手当、基礎手当、育児分担当手当、保育方法自由選択補足手当）

乳幼児を育てる世帯に対する「乳幼児受入手当」は、1985年以降に順次創設された5つの手当を、2004年に統合・再設計したものである。現在、「出産手当／養子手当」、「基礎手当」、「育児分担当手当」、「保育方法自由選択補足手当」の4つの手当から成る。

「出産手当／養子手当」と「基礎手当」には所得制限があり、家族補足手当と同様に、ひとり親世帯と共働きふたり親世帯が有利に扱われる。「出産手当」は出産費用の補填のための手当で、受給するには、妊娠14週目までに家族手当金庫と疾病金庫（医療保険制度）に妊娠を届け出て、1回目の法定妊婦健診を受診しなければならない。双子なら支給額は2倍で、三つ子なら3倍である。「養子手当」は、20歳未満の子を養子縁組して扶養する世帯への給付で、支給額は出産手当の約2倍である。「基礎手当」は3歳未満児を扶養する世帯に支給されるが、養子の場合、養子縁組から20歳の誕生日を上限として3年間受給できる。

「育児分担当手当」、「保育方法自由選択補足手当」は、仕事と育児の両立支援制度である。

「育児分担当手当」は、育児のために就業を全部又は一部中断する場合（完全休業や部分休業）に受給できる。老齢年金保険の保険料納付実績（扶養する子が1人の場合は直前2年間、子が

¹⁰ 家族給付の財源と給付等に関しては、フランス議会が決定する予算との関係に基づき、全国家族手当金庫と国が、金庫に対する要求事項を定めた目標・管理協約（Convention d'objectifs et de gestion: Cog）に署名して定められる。CAF（家族手当金庫）「フランスの社会保障制度の中の家族部門」<https://www.caf.fr/sites/default/files/cnaf/Documents/international/divers/Japonais%20Pr%C3%A9sentation%20branche%20famille_2015.pdf>; 江口 前掲注(8), pp.125-126.

¹¹ “Les allocations familiales (Af).” CAF HP <<http://www.caf.fr/aides-et-services/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance>>

2人の場合は直前4年間等)等の受給要件があるが、自営業等を除いて所得制限はない¹²。2015年以降に生まれた子に適用される「育児分担手当」は、前身の「就業自由選択補足手当」¹³と受給要件及び支給額は同じだが、支給期間が異なり、父親の育児参加、母親の早期復職を促す内容となっている。子が1人なら父母それぞれに6か月間、2人以上の場合は末子3歳の誕生日までにそれぞれに24か月間、三つ子以上の場合は6歳の誕生日までにそれぞれ48か月間の受給権が認められる。ひとり親の場合、子が1人なら1歳の誕生日まで、2人以上は末子3歳の誕生日まで、三つ子以上は6歳の誕生日まで、受給できる。支給額は、親の従前の所得にかかわらず定額である。子が3人以上の場合は、支給期間が1歳の誕生日までと短い代わりに増額される「増額育児分担手当」を、父母それぞれ8か月間受給することができる。ひとり親の場合は、1歳の誕生日まで受給できる。

「保育方法自由選択補足手当」は、6歳未満の子のために保育ママやベビーシッターを雇用する場合に費用を補助するもので、親が就業していることが条件である¹⁴。支給額は、所得、子の年齢、保育方法(家庭による直接雇用、民間保育サービス組織雇用等)により異なる。

3 その他の家族給付等

ひとり親での扶養及び孤児を扶養する世帯への「家族支援手当」、障害児を扶養する世帯への「障害児教育手当」、重病の子や障害児等の付添いのために一時的に就業を中断した場合の「親付添手当」、家族手当等受給世帯への「住宅手当」等が、家族手当金庫から支給される。

「住宅手当」は居住環境向上のための住宅政策であり、かつ社会保障制度である。子のいる世帯等を対象とした「家族住宅手当」のほか、高齢者や障害者等の低所得者を対象とした「社会住宅手当」、要件を満たす人を広く補助する「対人住宅援助」がある。「対人住宅援助」は、1990年代以降、支給対象を家賃・ローンを支払っている独身世帯や子のいない世帯へ拡大し、若年失業者や雇用不安のある若年カップルの生活保障の役割を果たしている¹⁵。

III 保育サービス・就学前教育

保育施設及び保育サービスの使命について、公衆衛生法典 (Code de la santé publique) R.第

¹² “La prestation partagée d’éducation de l’enfant (PreParE) ou la prestation partagée d’éducation de l’enfant majorée (PreParE majorée)” CAF HP <<http://www.caf.fr/aides-et-services/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare-ou-la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-majorée-prepare-majorée>>

¹³ 2014年までの「就業自由選択補足手当」は、第1子の場合6か月間(出産後又は出産休暇/父親休暇後)、子が2人以上なら末子3歳の誕生日前月までが受給期間である。3人以上の子を持つ者の早期復職を促す制度は、2006年に「就業自由選択オプション補足手当」が新設され、その後継が「増額育児分担手当」である。“Le complément de libre choix d’activité ou le complément optionnel de libre choix d’activité.” CAF HP <<http://www.caf.fr/aides-et-services/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/le-complement-de-libre-choix-d-activite-ou-le-complement-optionnel-de-libre-choix-d-activite>>

¹⁴ 1991年からの「認定保育ママ雇用家庭補助」を引き継ぎ、2004年に創設された制度である。

¹⁵ 都留民子「フランスにおける住宅政策と社会保障」『海外社会保障研究』152号, 2005. Aut., p.39; 齋藤純子「公的家賃補助としての住宅手当と住宅扶助」『レファレンス』755号, 2013.12, pp.3-26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8392373_po_075501.pdf?contentNo=1>; 江口隆裕「フランス少子化対策の系譜—出産奨励策から一般施策へ—(1)」『筑波ロー・ジャーナル』6号, 2009.9, p.141. <http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyou/tlj-06/tlj-06-egu-chi.pdf>; 服部有希「フランスにおける最低所得保障制度改革—活動的連帯所得手当 RSA の概要—」『外国の立法』No.253, 2012.9, p.41. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531902_po_02530003.pdf?contentNo=1>; “Allocations logement.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20360>> 第3子以降の妊娠中には、住宅手当の受給要件を満たす新居に転居する場合に受給できる「引越手当」もある(“Prime de déménagement.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2008>>).

2324-17 条は、子の健康・安全・福祉の確保に加えて、教育への寄与、障害・慢性疾患を持つ子の社会統合への協力、職業と家庭生活の両立支援と規定している。1980年代は保育所の拡充が図られたが、1990年代以降は家族の選択の自由を重視し、多様な保育方法の整備へ方針が変更された。どの保育サービスを選択しても、何らかの公的支援が受けられる（別表2参照）¹⁶。

1 保育学校

2歳から6歳未満の低年齢児教育を行う保育学校は、19世紀末期から工場労働者の母親の子に対する身体的・知的・道徳的教育を実施してきた。義務教育ではないが、1881年から公立保育学校は無償である。1989年教育基本法¹⁷第2条により、家族が申請する場合には、全ての3歳児が居住地に最も近い保育学校又は幼児級（小学校付属の低年齢児学級）に入学できるようにしなければならないとされた（教育法典（Code de l'éducation）L.第113-1条）。3歳以上の子はほぼ全て通学するようになり、2歳児も11.8%（2014年）が保育学校に通学している。¹⁸

2 保育所

運営主体別に、自治体等の公的機関が運営する地域保育所、企業や官庁等が運営する職域保育所、保護者が組織するアソシアション¹⁹によって運営される親保育所がある。1週間の平均受入人数が定員数を上回らなければ、定員の10%超まで受入れが可能である。

3 認定保育ママ

県の母子保護機関（service de protection maternelle et infantile: PMI）によって認定された保育ママが、自宅等で保育するサービスである。保護者は認定保育ママと直接契約を交わし、認定保育ママの自宅での保育か、少人数の認定保育ママによる「保育ママの家」での共同保育を受ける。また、自治体の監督下で、認定保育ママと施設保育を連携する「家庭保育所」もある。

認定を受けるには、120時間の研修（子の受入前60時間、受入後2年以内に60時間）が義務付けられている。認定保育ママの社会保険の事業主拠出分は、家族手当金庫等が負担する。

4 その他の施設

出生率が上昇して子どもが増え、都市部において3歳未満児の保育所不足が深刻化したため、サルコジ（Nicolas Sarkozy）政権は、保育者数人による10人以下の小規模保育所「マイクロ保育

¹⁶ 1991年の経済社会評議会（Conseil Économique et Social: CES）における「ブラン報告」（Hubert Brin, *La politique familiale française*, Conseil Économique et Sociale, septembre 1991）は、保育所だけが解決策ではなく、親に選択の自由と責任を持たせることが必要とし、「自由」、「支払能力」、「多様化」を政策の基本に据えた。家族給付等により家庭に支払能力を持たせた上で保育形態を多様化させ、家庭が保育方法を選択できるようにすることを重視している（赤星まゆみ「フランスの幼児教育・保育と子育て支援」『日本福祉大学子ども発達学論集』4号, 2012.1, pp. 47-66.）。なおCESは、憲法によって設置されている、経済・社会に関わる各界や労働団体からの代表者で構成される国の機関であり、議会及び政府からの独立性を有して、これらの機関からの諮問に応える任務を有している。

¹⁷ Loi n° 89-486 du 10 juillet 1989 d'orientation sur l'éducation; 国立国会図書館調査及び立法考査局フランス法研究会, 岡村美保子解説「教育基本法（立法紹介 フランス）」『外国の立法』No.173, 1991.5, pp.115-125.

¹⁸ 藤田浩美「フランスの低年齢児教育—保育学校が社会で果たす役割—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』10号, 2009, pp.27-51; “L'école maternelle.” フランス国民教育省 HP <<http://www.education.gouv.fr/cid166/l-ecole-maternelle-organisation-programme-et-fonctionnement.html>>

¹⁹ 「アソシアション契約に関する1901年7月1日の法律」（Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association）が規定する民間の非営利組織で、国や地方自治体から補助金を得て、様々な分野で公役務を実質的に担っている。

所」を2007年に実験的に開始し、2010年に制度化した²⁰。その他、保護者の就労の有無を問わずに短時間保育や一時的保育を行う「一時保育所」、2歳児以上を対象とした「幼稚園」がある。

IV 出産休暇・育児休業制度

出産や育児に関する休業制度には、産前産後の「出産休暇（母親休暇）」、父親の「父親休暇」、育児に関する「育児親休暇」がある（別表3参照）²¹。また、フランスの労働法制と労働慣行によって、短い労働時間と長い休暇が一般化し、そのことが、結果的に仕事と家庭の両立支援につながったと評価されている²²。特に、1998年の週35時間労働制への移行決定²³を契機として働き方が大きく変わり、男性が積極的に家事や育児に参加するようになったとされる²⁴。

1 出産休暇と父親休暇

出産休暇の期間は、1人目と2人目は産前6週間・産後10週間、3人目以降は産前8週間・産後18週間、双子の場合は産前12週間・産後22週間である²⁵。出産休暇の間、被用者としての身分は維持されるが、使用者が賃金を支払う法的義務はない。ただし、一定の要件を満たせば、疾病金庫から出産休暇手当として、休暇前3か月間の平均日給²⁶（上限は日額84.90ユーロ、下限は日額9.27ユーロ（2017年））が支給される²⁷。

父親の育児参加促進のため、2002年から父親休暇制度が導入された²⁸。妻又はパートナーが出産した男性は、労働法典（Code du travail）L.第3142-1からL.第3142-5条に規定される出産・養子縁組時の有給休暇3日間に加え、子の誕生から4か月以内に11日間（多胎の場合は18日間）の連続休暇を取得できる。この間、母親の出産休暇と同様の手当を受給できる。

²⁰ 公衆衛生法典 R.第2324-17条；神尾真知子「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」『海外社会保障研究』160号，2007. Aut., p.53.

²¹ 「第2部 II.フランス」『今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査研究報告書』（厚生労働省委託調査研究）ニッセイ基礎研究所，2008，pp.285-295；神尾 同上，pp.33-72；柳沢 前掲注(3)，pp.85-104.

²² 法定労働時間は週35時間で、超過勤務を含めた労働時間の上限は、原則として1日10時間又は週48時間かつ12週間平均で週44時間である。また、勤務間インターバル（連続休息時間）や週ごとの休日、法定の年次有給休暇の連続取得義務付け等、休暇制度も充実している。厚生労働省『2015年海外情勢報告』2016，pp.134-136。<<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/dl/t3-01.pdf>>; 労働政策研究・研修機構『労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査』（JILPT資料シリーズNo.104）2012.3。<<http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2012/documents/0104.pdf>>

²³ Loi n° 98-461 du 13 juin 1998 d'orientation et d'incitation relative à la réduction du temps de travail（労働時間短縮の導入と奨励に関する1998年6月13日の法律第98-461号（いわゆる「第一次オブリ法」）により、従業員規模20人超の企業は2000年1月1日から、20人以下の企業は2002年1月1日から、法定労働時間を週35時間とすることが定められた。

²⁴ 労働政策研究・研修機構『ワーク・ライフ・バランス比較法研究<最終報告書>』2012，p.62.

²⁵ 自治体国際化協会パリ事務所「フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」『Clair Report』No.374，2012.8.2，p.54。<<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/374.pdf>>

²⁶ 3か月間の賃金総額の平均日額から21%控除し、その額を基に算出した一般社会拠出金（CSG。料率6.2%）と社会保障負債返済拠出金（CRDS。料率0.5%）を更に控除した額。“Vous êtes enceinte: votre congé maternité.” 全国被用者疾病保険金庫 HP <<http://www.ameli.fr/assures/droits-et-demarches/par-situation-personnelle/vous-allez-avoir-un-enfant/vous-etes-enceinte-votre-conge-maternite/vos-indemnitees-journalieres.php>>

²⁷ “Congé de maternité d'une salariée du secteur privé.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2265>> なお、1ユーロ＝121.8円（平成29年2月分報告省令レート）である。

²⁸ Loi n° 2001-1246 du 21 décembre 2001 de financement de la sécurité sociale pour 2002（2002年の社会保障予算に関する2001年12月21日の法律第2001-1246号）により導入された。労働法典L.第1225-35条で規定。

2 育児親休暇と休業中の所得補償

育児親休暇は、出産休暇終了後、子の3歳の誕生日までに1年間取得できる。2回まで更新でき、結果的に最長3年間取得可能である。三つ子以上の多胎出産の場合は、5回まで更新でき、結果的に最長6年間取得可能である²⁹。全日休む完全休業か短時間勤務（部分休業）を選択でき、終了後は原職又は同等賃金の同等職への復帰を使用者に要求できる。

休業中は原則として無給だが、要件を満たせば前述のとおり「育児分担当手当」が受給できる。これら育児休業時の手当制度は、男女平等の原則に基づき父親の積極的な育児参加を促し、労働市場から女性を排除する主因となっている出産・育児による女性の離職や就労中断を防ぐため、母親が早期に復職し父親が休業すると受給額が増えるよう、改革が進められてきた。³⁰

V 税制上の優遇措置

1 家族除数制度（N分N乗方式）

1946年に導入された家族除数制度（quotient familial）は、累進課税制度において、多子世帯ほど適用税率が低くなる世帯単位課税制度である。算定方法は以下のとおりである。

- ① 世帯（カップル及び子）を課税単位とし、世帯員全員の所得を合算。
- ② 合算所得を家族除数（N）*で割り、「家族除数1単位当たり所得」を算出。

* 家族除数（N）は、大人は1、21歳未満の扶養する子については、2人まではそれぞれ0.5、3人目以上は1で算出される。すなわち、単身者は1、カップルは2、扶養する子が1人のカップルは2.5、子2人のカップルは3、子3人のカップルは4である。

- ③ 「家族除数1単位当たり所得」に累進税率を適用し、「1単位当たり税額」を算出。
- ④ 「1単位当たり税額」に家族除数（N）を乗じ、その額が世帯全体の納税額。

したがって減税効果については、家族除数（N）が大きい世帯ほど高く、子が同じ数なら高所得層ほど高くなる。³¹

2 家計における保育経費の税額控除

6歳未満（課税年度1月1日時点）の子の保育に経費を要する世帯は、一定の条件の下、保育に要した経費について最大50%の税額控除を受けられる。保育所や認定保育ママ等、自宅外で保育サービスを受ける場合は「家庭外保育経費税額控除」（給付付き税額控除）、ベビーシッター等を雇用して自宅保育を行う場合は「家庭内雇用税額控除」が適用される。その際、保育方法自由選択補足手当分は保育経費から差し引かれる。³²

²⁹ “Congé parental d’éducation à temps plein dans le secteur privé.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2280>>

³⁰ 厚生労働省 前掲注(22), p.137.

³¹ “Impôt sur le revenu: quotient familial d’un couple marié ou pacsé.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2705>> 家族除数制度は高所得層の減税効果が高くなり過ぎるので、一定以上の高額所得世帯には別の計算方式（扶養家族がないものとして税額を算定し、扶養家族数ごとに一定額を減額する）が用いられる。服部有希「【フランス】2013年度予算法及び2012年度第3次補正予算法『外国の立法』No.255-2, 2013.5, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205976_po_02550205.pdf?contentNo=1>

³² “Impôt sur le revenu - Frais de garde d’enfant hors du domicile (crédit d’impôt).” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F8>>; “Impôt sur le revenu - Employé à domicile (réduction ou crédit d’impôt).” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F12>>; 森信茂樹「少子化問題と税制を考

VI 年金制度上の優遇措置

年金制度では、子育てをした親に対する優遇措置が講じられている³³。1972年からの「家庭にいる親のための老齢保険」（男性は1979年から）、1971年からの「保険期間の加算」、1994年からの「子の加算（年金額増額）」という3つの制度である（別表4参照）³⁴。

「家庭にいる親のための老齢保険」は、育児等で就労せず家庭にいる期間について、父母のいずれかに、最低賃金を基礎とする年金権を保障するものである。所得制限等の要件があり、家族手当金庫が保険料を負担する。³⁵

「保険期間の加算」は、出産と育児に係る期間を年金保険料拠出期間とみなして加算する制度で、出産加算、養育加算、育児休業加算がある³⁶。育児休業加算は、出産加算や養育加算と併給することはできないが、有利な方を選択することができる。

「子の加算（年金額増額）」とは、3人以上の子（養子・里子を含む）を養育した両親（男女被保険者）の各々に対して、基礎制度（基礎年金部分）の年金額10%が加算されるものである。財源は、家族手当金庫が負担する。³⁷

VII 妊娠と出産に関する医療費等

妊娠と出産に関する費用は公的に支出され、原則として本人負担はなく無料である。出産予定日の4か月前から出産後12日目までの妊産婦の医療費、薬剤費、検査費、入院費は、妊娠出産関連に限らず、疾病金庫により全額給付される（出産保険）。また、妊婦健診（7回受診が義務付けられている）、6歳までの乳幼児健診、父親検診（必要な場合、将来父となる者に対するHIV検査等の検診を行うことができる）の費用も給付される。³⁸

不妊治療も、一定の限度内であれば自己負担なしで受けることができる。43歳未満の女性を対象に、生殖補助医療と検査の費用が疾病金庫から支給される。人工授精は6回まで、体外受精は4回までで、パートナーとの婚姻関係の有無は問わず、2年以上同居していればよい³⁹。

える」『海外社会保障研究』178号, 2007. Win., pp.232-243. <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624406.pdf>>

³³ フランスの年金制度は職域別に分かれているが、本稿では、主に商工業分野の被用者を対象とし最も加入者数の多い一般制度（régime général）の基礎制度（基礎年金部分）について紹介する。

³⁴ 本田麻衣子「女性と年金をめぐる諸問題—諸外国との制度比較を通して—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』820号, 2014.3.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8483886_po_0820.pdf?contentNo=1>; 神尾真知子「フランスの年金制度と女性の就業・出産・子育て」『年金と経済』31(4), 2013.1, pp.25-32.

³⁵ “Assurance vieillesse du parent au foyer (Avpf).” CAF HP <<http://www.caf.fr/aides-et-services/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/assurance-vieillesse-du-parent-au-foyer-avpf>>

³⁶ Loi n° 2014-40 du 20 janvier 2014 garantissant l’avenir et la justice du système de retraites.

³⁷ “Retraite dans le privé: majoration du montant de la pension de retraite.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F19643>> 2014年の公的年金制度改革案で課税が検討され、2014年1月20日法律の成立により、それまで非課税だった「子の加算（年金額増額）」に対して所得税が課されることとなった（*ibid*; 服部有希【フランス】2014年の年金制度改革『外国の立法』No.259-2, 2014.5, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8655793_po_02590212.pdf?contentNo=1>）。

³⁸ 社会保障法典L第331-2条; 原田啓一郎「フランスにおける医療・出産保険と家族政策(2)」『駒澤法学』8(4), 2009. 3, pp.36-44. ただし、全額給付は協約料金（医師組合と疾病金庫との間で決定される）の場合で、高額な私立病院を利用した場合等の差額は自己負担である（同, p.36; 自治体国際化協会パリ事務所 前掲注(25), p.27.）。

³⁹ 原田 同上, pp.43-44; “Assistance médicale à la procréation (AMP).” フランス政府広報 HP <<http://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F31462>>

VIII 大家族カード

「大家族カード」(carte familles nombreuses)⁴⁰は、1921年に開始されたフランス国有鉄道(Société Nationale des Chemins de fer Français: SNCF)の多子世帯のための割引制度である。ドビルパン首相が打ち出した家族政策改革のうちの1つが、2006年の大家族カード制度の刷新であった。カード申請書の配布場所は当初SNCF駅窓口のみであったが、これを市役所、家族手当金庫等に拡大し、鉄道料金以外にも、住宅設備、生活消費財・サービス、レジャー・スポーツ・文化の3部門における割引を優先的に推進し、認知度の向上を図るという内容である⁴¹。

18歳未満の子を3人以上養育しているフランス居住者(フランス人、EU・EFTA加盟国民又は合法的に居住する外国人)はカードを申請することができ、末子が18歳になるまで父母とその子は割引を受けることができる。SNCFの料金は最大75%割引かれ、またSNCF以外でも、地下鉄や都市近郊鉄道の50%割引、公共の文化施設や協賛企業等の割引が行われる。⁴²

おわりに

1939年7月29日に「フランスの家族及び出生率に関する命令」(家族法典)が制定された背景には、19世紀末から半世紀続く出生率の低下と1935年以降の人口減により労働人口と戦闘人員が漸減しており、それが国力の衰えを招くとの強い懸念に基づいていた。家族法典公布時の大統領に対する報告書⁴³には、「軍備及び経済力は弱小化せんとし、国は次第に衰えていくのに反比例して各人当りの租税負担の重圧は絶えず増大し、諸種の扶助費の如き社会的義務に属する経費は各人当り益々重く感ぜられることになる。産業は次第に販路を失い、その結果放棄の止むなきに瀕する。」とある。そして、「政府が物質的に大家族を扶助し、精神的に家族単位を擁護することに専心せぬならば、その職責を盡さざるものである」⁴⁴と、出生率上昇という人口政策上の目標に向けて、子の数が増えても家族の生活水準を維持できるようにする福祉政策を掲げていた。当初の家族法典には墮胎禁止が盛り込まれ、戦後しばらくは就業している母親を家庭に戻すための経済的支援等に力が注がれていたが、新たな時代に対応し、1956年に「家族・社会扶助法典」(Code de la famille et de l'aide sociale)が、2000年には「社会福祉・家族法典」(Code de l'action sociale et des familles)が編さんされ、男女両性の職業と家庭の両立支援、ひとり親や障害児養育等の子の養育に困難を抱える家族への手厚い援助など、フランスの家族政策は子のいる家庭に対し、より実効性の高い制度を希求し、再編され続けている。

⁴⁰ 株式会社ノルド「IV フランス大家族カード調査」『企業参画型子育て支援事業調査研究報告書』(平成19年度内閣府委託事業) pp.158-178; “Carte familles nombreuses.” フランス国有鉄道(SNCF) HP <<http://www.voyages-sncf.com/services-train/famille/carte-familles-nombreuses>>

⁴¹ 「ドビルパン首相が新たな家族政策を発表：女性の雇用への復帰促進と同時に、出生率の更なる向上が狙い」前掲注(6)

⁴² SNCF料金割引率は、3子世帯30%、4子世帯40%、5子世帯50%、6子以上世帯は75%である(2等車の正規料金ベース)。カード発行費用はカード枚数(家族1人に1枚)に関わらず1回19ユーロで、3年間有効である。Le ministère des Affaires sociales, de la Santé et des Droits des femmes, “La carte famille nombreuse.” <<http://www.social-sante.gouv.fr/espace-info-familles,2094/vie-pratique-ressources,2097/la-carte-famille-nombreuse,14060.html>>

⁴³ 第二次世界大戦直前のフランスの人口政策に、我が国の大蔵省(当時)も大きな関心を持って、全文翻訳して紹介した。「佛國の家族及出生率に関する命令」『調査月報』30(1), 1940.1, pp.235-313.

⁴⁴ 同上, pp.237-238.

別表1 フランスの主要な家族給付 (prestations familiales) (2017年2月時点)

名称	支給対象・条件・支給額
家族手当 (allocations familiales: AF)	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の子を2人以上扶養している世帯（親が離婚、別居なら第1子から受給できる） ※20歳になった子についても条件を満たす場合は、21歳の誕生日の前月まで定額支給 【所得要件あり】子の数により異なる。満額支給、50%減額、75%減額の3段階 (例)子2人の場合、67,408～89,847ユーロで50%減額、89,847ユーロ超は75%減額 【支給額（月額）】子が多いほど、子の年齢が高いほど、支給額は高くなる。 ・子2人の場合129.47ユーロ、3人の場合295.35ユーロ、以降子1人につき165.88ユーロ加算 ・14歳以上の子には、64.74ユーロ加算 ・20歳以上は、定額支給81.87ユーロ
家族補足手当 (多子手当) (complément familial: CF)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から21歳未満の子を3人以上扶養している低所得の世帯 【所得要件あり】子の数と親の数、働き手の数により異なる。ひとり親と共働き（両親とも年5,173ユーロ以上の所得あり）は、片働きカップルより優遇される。低所得と中所得の2段階 (例)子3人の場合、以下のとおり。 低所得層：片働きカップルは18,856ユーロ以下、ひとり親・共働きは23,066ユーロ以下 中所得層：片働きカップルは37,705ユーロ以下、ひとり親・共働きは46,125ユーロ以下 【支給額（月額）】低所得層は219.13ユーロ、中所得層は168.52ユーロ
新学年手当 (allocation de rentrée scolaire: ARS)	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳から18歳までの在学中の子を扶養する低所得の世帯に対し、新学年開始時に新たに必要となる学用品等の購入費用を補填するための手当 【所得要件あり】子の数により異なる。 (例)子1人の場合24,404ユーロ以下、以降子1人につき上限額が5,632ユーロずつ引き上げられる。 【支給額】子の年齢が高いほど、支給額は高くなる。 ・6～10歳363.00ユーロ、11～14歳383.03ユーロ、15～18歳まで396.29ユーロ（2016年秋）
乳幼児受入手当 (prestation d'accueil du jeune enfant: PAJE)	
出産手当 (prime à la naissance: PN)	<ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の補填のための手当 ※妊娠14週目までに家族手当金庫と疾病金庫に届け出て、第1回法定妊婦健診を受診した妊婦 【所得要件あり】子（胎児を含む）の数と、親の数と働き手の数により異なる。ひとり親・共働き優遇 (例)子（胎児を含む）1人の場合、片働きカップルは35,872ユーロ以下、ひとり親・共働きは45,575ユーロ以下。以降子1人につき上限額が6,469ユーロずつ引き上げられる。 【支給額】子1人当たり923.08ユーロ（双子以上の場合は人数分）
養子手当 (prime à l'adoption: PA)	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の子を扶養家族として養子縁組した世帯 【所得要件あり】出産手当と同じ 【支給額】子1人当たり1,846.15ユーロ ※ 出産手当のほぼ倍額
基礎手当 (allocation de base: AB)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児を扶養する世帯。3歳の誕生日の前月まで支給 ・20歳未満の子を扶養家族として養子縁組した世帯。20歳の誕生日を上限として3年間支給 【所得要件あり】子（胎児を含む）の数と、親の数と働き手の数により異なる。ひとり親・共働き優遇 (2014年4月1日から2017年3月31日生まれ又は養子縁組) ※2014年4月以降、所得要件を2段階とし、中所得層への支給額を半額とした。 (例)子（胎児を含む）1人の場合、以下のとおり。 低所得層：片働きカップルは30,027ユーロ以下、ひとり親・共働きは38,148ユーロ以下 中所得層：片働きカップルは35,872ユーロ以下、ひとり親・共働きは45,575ユーロ以下 【支給額（月額）】世帯当たり低所得層184.62ユーロ、中所得層92.31ユーロ
育児分担手当 (prestation partagée d'éducation de l'enfant: PreParE)	<ul style="list-style-type: none"> ・子の養育のために仕事（正規、非正規、自営業、短時間労働を問わず）を完全に又は一部中断する場合 ※老齢年金保険の保険料を少なくとも2年間（第1子の場合）納付、失業手当等を受給していない。 ※2014年12月31日以前に生まれた子には、前身の「就業自由選択補足手当」（complément de libre choix d'activité: CLCA）が継続支給される。 【支給期間】 ・子が1人の場合は1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで（ひとり親の場合は1歳まで） ・子が2人以上以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで（ひとり親の場合は3歳まで） ・三つ子以上の場合は6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで（ひとり親の場合は6歳まで） 【所得要件なし】ただし、自営業又はVrp*活動をパートタイムで行っている場合は所得要件あり。 *voyageur représentant placier とは、特別なステータスで資格を登録している出張販売代理人 【支給額（月額）】 ・完全休業390.92ユーロ、部分休業（50%以下勤務）252.71ユーロ、（50～80%勤務）145.78ユーロ

	<p>※ 子が3人以上の場合、休業を1歳までに短縮し、「増額育児分担当手当」(Prestation partagée d'éducation de l'enfant majorée: PreParE majorée) 受給を選択できる。月額 638.96 ユーロ</p>																																
<p>保育方法自由選択補足手当 (complément de libre choix du mode de garde: CMG)</p>	<p>・6歳未満の子を扶養する就業者が、保育者を直接雇用するか、アソシエーション企業が雇用する保育者、マイクロ保育所を利用した場合、費用の一部を補助する(障害手当・失業手当受給者、学生は除く)。 【所得要件あり】3段階の所得要件。ひとり親の場合、上限額はそれぞれ40%引き上げられる。子が増えると、上限額は引き上げられる。 (例)2014年4月1日以降に生まれた子がいる家庭において、子1人の場合、20,509ユーロ以下が低所得層、20,509ユーロ超45,575ユーロ以下が中所得層、45,575ユーロ超が高所得層</p> <p>【支給限度額(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用の85%以内を支給(少なくとも15%は本人が負担) ・保育者の雇用形態、家庭保育・マイクロ保育所利用、所得や子の年齢によって、支給限度額が異なる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>低所得層</th> <th>中所得層</th> <th>高所得層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育者(保育ママ・ベビーシッター)を家庭が直接雇用</td> <td>3歳未満</td> <td>461.39ユーロ</td> <td>290.95ユーロ</td> <td>174.54ユーロ</td> </tr> <tr> <td>3歳～6歳未満</td> <td>230.70ユーロ</td> <td>145.48ユーロ</td> <td>87.27ユーロ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アソシエーション・企業雇用の保育ママ</td> <td>3歳未満</td> <td>698.21ユーロ</td> <td>581.85ユーロ</td> <td>465.48ユーロ</td> </tr> <tr> <td>3歳～6歳未満</td> <td>349.11ユーロ</td> <td>290.93ユーロ</td> <td>232.74ユーロ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アソシエーション・企業雇用のベビーシッター、マイクロ保育所</td> <td>3歳未満</td> <td>843.69ユーロ</td> <td>727.30ユーロ</td> <td>610.93ユーロ</td> </tr> <tr> <td>3歳～6歳未満</td> <td>421.84ユーロ</td> <td>363.65ユーロ</td> <td>305.46ユーロ</td> </tr> </tbody> </table>			低所得層	中所得層	高所得層	保育者(保育ママ・ベビーシッター)を家庭が直接雇用	3歳未満	461.39ユーロ	290.95ユーロ	174.54ユーロ	3歳～6歳未満	230.70ユーロ	145.48ユーロ	87.27ユーロ	アソシエーション・企業雇用の保育ママ	3歳未満	698.21ユーロ	581.85ユーロ	465.48ユーロ	3歳～6歳未満	349.11ユーロ	290.93ユーロ	232.74ユーロ	アソシエーション・企業雇用のベビーシッター、マイクロ保育所	3歳未満	843.69ユーロ	727.30ユーロ	610.93ユーロ	3歳～6歳未満	421.84ユーロ	363.65ユーロ	305.46ユーロ
		低所得層	中所得層	高所得層																													
保育者(保育ママ・ベビーシッター)を家庭が直接雇用	3歳未満	461.39ユーロ	290.95ユーロ	174.54ユーロ																													
	3歳～6歳未満	230.70ユーロ	145.48ユーロ	87.27ユーロ																													
アソシエーション・企業雇用の保育ママ	3歳未満	698.21ユーロ	581.85ユーロ	465.48ユーロ																													
	3歳～6歳未満	349.11ユーロ	290.93ユーロ	232.74ユーロ																													
アソシエーション・企業雇用のベビーシッター、マイクロ保育所	3歳未満	843.69ユーロ	727.30ユーロ	610.93ユーロ																													
	3歳～6歳未満	421.84ユーロ	363.65ユーロ	305.46ユーロ																													
<p>家族支援手当 (allocation de soutien familial: ASF)</p>	<p>・ひとり親が養育する場合、又は子を引き取って養育する場合、一定の条件の下で支給 【所得要件なし】 【支給額(月額)】 ・ひとり親世帯の場合、子1人当たり104.75ユーロ ・子を引き取って養育している場合、子1人当たり139.58ユーロ</p>																																
<p>障害児教育手当 (allocation d'éducation de l'enfant handicapé: AEEH)</p>	<p>・20歳未満の障害児を扶養している世帯 【所得要件なし】 【支給額(月額)】 ・基礎月額130.12ユーロ + 障害レベル(障害関連費用、及び/又は親の就業の停止又は短縮、又は第三者雇用によって決定される)による加算(レベル1から6。ひとり親の場合は更に加算)</p>																																
<p>親付添手当 (allocation journalière de présence parentale: AJPP)</p>	<p>・重病や障害を持つ等の20歳未満の子に保護者が付き添い、一時的に就業を中断する場合 ・1月当たり22日まで、3年間で310日まで受給可 ※ 給与所得者は親付添休暇の取得が要件。失業手当受給者が親付添手当を受給すると、失業手当停止 【所得要件なし】 ※ AJPPとは別に、子の健康状態に関連した費用を月110.56ユーロ以上負担している場合、毎月110.01ユーロの追加支給を受給できるが、この受給については所得要件がある。 【支給額(日額)】 ・ひとり親の場合は51.10ユーロ、カップルの場合は43.01ユーロ (例)月に5日仕事を離れるひとり親なら、51.10ユーロ×5日=255.50ユーロ</p>																																
<p>住宅手当 (allocation logement)</p>	<p>・所得要件を含む一定の条件の下、適格な住居を賃借している者又は住宅ローンを払っている者 「対人住宅援助」(aide personnalisée au logement: Apl)、「家族住宅手当」(allocation de logement familiale: Alf)、「社会住宅手当」(allocation de logement sociale: Als)がある。</p>																																
<p>引越手当 (prime de déménagement)</p>	<p>・子(胎児を含む)を3人以上持つ者が妊娠中に適格な住居*に転居した場合、引越費用を助成 *対人住宅援助(Apl)又は家族住宅手当(Alf)の受給要件を満たす住居 【所得要件あり】対人住宅援助(Apl)又は家族住宅手当(Alf)の所得要件 【支給額(日額)】子3人(胎児を含む)までは975.89ユーロ。子1人につき81.32ユーロ加算</p>																																

(注) 支給額、所得要件について条件によって異なる場合は、一例を示した。

(出典) 各種フランス政府 HP; 柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』682号, 2007.11, pp.85-105. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999704_po_068205.pdf?contentNo=1>; 自治体国際文化協会パリ事務所「フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」『CLAIR REPORT』No.374, 2012.8.2, pp.21-37. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/374.pdf>> 等を基に筆者作成。

別表2 フランスの保育サービス・就学前教育

類型		対象年齢	人数	概要	
施設型	保育学校 (école maternelle)	3歳以上 6歳未満 (一部、2歳から)	—	小学校入学前の準備段階として教育体系上に位置付けられた、乳幼児教諭 (éducateur de jeunes enfants: EJE) による教育施設。3歳以上の子は就学(無償)が保障されており、ほとんどの子が行く。学校の時間は8時半～16時半。有償の余暇保育(放課後、休暇期間の保育)を併設するところも多い。	
	幼稚園 (jardin d'enfant)	2歳以上 6歳未満 (施設により4歳未満)	80人	2歳から6歳(施設によっては4歳)未満の子を恒常的に保育する教育施設。乳幼児教諭により、子の発達に資する様々な活動が行われる。開所時間は保育所や保育学校に準じる。施設数は他の施設に比べて少ない。有償だが、遊びを通じて子の発達を促す幼稚園を、選好する家庭もある。	
	保育所 (crèche)	地域保育所 (crèche collective)	2か月以上 3歳未満	60人	親が就労している生後2か月から3歳未満の子を恒常的に保育する施設。開所時間は8～12時間の施設が多い。
		職域保育所 (crèche du personnel)	2か月以上 3歳未満	60人	企業や官庁、病院等が単独又は合同で運営する社員・職員のための保育所。近隣住民の子の受入れも可。
		親保育所 (crèche parentale)	2か月以上 3歳未満	20人 (時に25人)	保護者が設立したアソシエーション(2名以上の者が恒常的に活動を共有するために合意を結んで設立する非営利組織)による運営。
	マイクロ保育所 (micro-crèche)	2か月以上 3歳未満	10人	原則として、地域保育所と同等だが、小規模の保育所であるため一部規制が緩和され、利用時間も柔軟。	
	一時保育所 (halte-garderie)	6歳未満	60人	生後2か月～6歳未満の子を、短時間、一時的に保育する施設。保護者の就労の有無を問わない。週20時間までの利用。①公立と②アソシエーション運営の2種類。開所時間は、8時～8時半頃から17時半～18時頃までの施設が多い。	
複合保育施設 (multi-accueil)	6歳未満	60人	保育所と一時保育所等、複数の保育機能を有する施設。①公立、②親の自主運営がある。		
在宅型	認定保育ママ (assistante maternelle agréé)	6歳未満	1～4人	県の母子保護機関 (service de protection maternelle et infantile: PMI) による認定を受けた保育ママ (assistante maternelle agréé) の自宅等で、子を保育する。1人で4人まで保育できる。保護者は、認定保育ママと子の保育について、直接契約を交わす。保育ママには、120時間の研修が義務付けられている。	
	ベビーシッター等 (accueil à domicile)			保育者と保護者が直接契約を結び、保護者の自宅等で子を保育する。	
折衷型	家庭保育所 (crèche familiale)	おおむね 4歳まで	150人	認定保育ママを自治体等が雇用し、専門家の指導監督を受けさせる。子は、通常、保育ママの自宅で保育され、週1、2回、社会性を育むため家庭保育所に来る。保護者は自治体等と子の保育に係る契約を交わす。	
	保育ママの家 (Maison d'assistante maternelle: MAM)	6歳未満	最大16人	最大4人までの認定保育ママが、共同で保育を行う。	

(注) 保育者の資格としては、乳幼児教諭、保育ママのほかに、看護師資格を持ち保育施設の長を務められる保育士 (puéricultrice)、幼児期職業適性証 (CAP Petite enfance) 取得者、保育助手 (auxiliaire de puériculture) がある。

(出典) “Les différents modes de garde.” mon-enfant.fr (全国家族手当金庫 (CNAF) 運営) HP <<http://www.mon-enfant.fr/web/guest/modes-garde/presentation>>; “Garde d'enfants en bas âge.” フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N137>>; 自治体国際化協会パリ事務所「フランスの子育て支援—家族政策を中心に—」『Clair Report』No.374, 2012.8.2; 大場静枝「3章 フランス—多様な保育サービスにみる子育ての社会化—」椋野美智子・藪長千乃編著『世界の保育保障—幼保一体改革への示唆—』法律文化社, 2012, pp.49-75; 調査情報担当室・北松円香「フランスにおける子育て支援」『経済のプリズム』131号, 2014.10. 参議院 HP <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h26pdf/201413102.pdf> 等を基に筆者作成。

別表3 出産休暇・育児休業と手当制度

	休業制度	休業中の手当
母親	<p>出産休暇（母親休暇）(Congé de maternité)</p> <p>【対象】 出産する女性労働者</p> <p>【取得期間】</p> <p>普通出産 1人目、2人目：産前6週間、産後10週間 3人目以降：産前8週間、産後18週間</p> <p>多胎出産 双子：産前12週間、産後22週間 三つ子以上：産前24週間、産後22週間</p> <p>*最低8週間（産前2週間、産後6週間）は就業禁止。この期間以外は、労働者本人が希望すれば、就業可能。 *医療関係者の同意及び労働者本人の請求により、産前休業を短縮・延長し、その分産後休業を延長・短縮することも可能。</p>	<p>出産休暇（母親休暇）手当 (Indemnités journalières de congé de maternité)</p> <p>一定の要件を満たす場合に、疾病金庫から支給される。</p> <p>【支給期間】 出産休暇（母親休暇）を取得している期間</p> <p>【支給額（日額）】 休暇前3か月間の平均日給* *3か月間の賃金総額の平均日額から21%控除し、その額を基に算出した一般社会拠出金（CSG、料率6.2%）と社会保障負債返済拠出金（CRDS、料率0.5%）を、更に差し引いた額。 上限は84.90ユーロ、下限は9.27ユーロ</p>
父親	<p>父親休暇 (Congé de paternité)</p> <p>【対象】 出産する女性労働者の夫・パートナーである男性労働者</p> <p>【取得期間】 11日間（多胎出産18日間） *父親休暇とは別に、子を家庭に迎え入れるための3日間の有給休暇がある。</p>	<p>父親休暇手当 (Indemnités journalières de congé de paternité)</p> <p>一定の要件を満たす場合に、疾病金庫から支給される。</p> <p>【支給期間】 父親休暇を取得している期間</p> <p>【支給額（日額）】 出産休暇と同じ</p>
父母	<p>育児親休暇 (Congé parental d'éducation)</p> <p>【対象】 子を扶養する男女労働者 *子の出生までに最低1年間継続勤務</p> <p>【取得期間】 子が満3歳になるまでの間に1年間、2回更新することができ、結果的に3年間まで取得が可能。三つ子以上の場合、5回更新することができ、結果的に6年間まで取得が可能。</p> <p>【取得方法】 完全休業 (temps plein) 又は部分休業 (temps partiel) を選択できる。部分休業の場合、労働時間は週16時間以上であることが必要。 *復帰後は、原職又は同等の賃金の職への復帰を要求できる。</p>	<p>育児分担手当 (Prestation partagée d'éducation de l'enfant: PreParE)</p> <p>一定の要件を満たす場合に、家族手当金庫から支給される。</p> <p>【支給期間】 両親が同時に又は交代で受給できる。ひとり親の場合、両親が交代で受給できる期間分、単独で受給できる。 ・子が1人の場合：子が1歳になるまで、両親それぞれに6か月間の受給権がある。交代で受給すれば、最長1年間（父6か月間+母6か月間）受給可能。 ・子が2人以上：子が3歳になるまで、両親それぞれに24か月間の受給権がある。交代で受給すれば、3年間まで受給可能（例：母24か月間+父12か月間）。</p> <p>【支給額】 休業前賃金額にかかわらず、定額が支給される。両親が同時に受給できるが、世帯の受給上限は完全休業と同額。 ・完全休業：月額390.92ユーロ ・部分休業（勤務時間50%以下）：月額252.71ユーロ ・部分休業（勤務時間50~80%）：月額145.78ユーロ</p> <p>増額育児分担手当 (PreParE majorée)</p> <p>子が3人以上の場合、支給期間の短い（子が1歳になるまで）増額育児分担手当を選択できる。</p> <p>【支給期間】 子が1歳になるまで、両親それぞれに8か月間の受給権があり、両親同時に又は交代で受給できる。交代で受給すれば、1年間まで受給可能（例：母8か月間+父4か月間）。ひとり親の場合、両親が交代で受給できる期間分、単独で受給できる。</p> <p>【支給額（月額）】 638.96ユーロ</p>

(注) 上記休暇中、被用者としての身分は維持できるが、使用者が賃金を支払う法的義務はない。

(出典) 厚生労働省『2015年海外情勢報告』2016, pp.136-138; フランス政府広報 HP <<https://www.service-public.fr/>>; 全国被用者疾病保険金庫 HP <<http://www.ameli.fr/>> 等を基に筆者作成。

別表4 年金制度上の子育てに係る優遇措置

制度名	内容	要件・関連事項
家庭にいる親のための老齢保険 (L'assurance vieillesse des parents au foyer: AVPF)	父又は母が育児等で就労せず家庭に在る期間について、最低賃金を基礎とする年金権が保障される。所得制限等、一定の受給条件を満たす必要がある。 家族手当金庫が保険料を負担する。	次の3つの条件全てを満たさなければならない。 第1条件：以下のいずれかに該当する。 ① 乳幼児受入手当 (PAJE) の基礎手当 (AB)、就業自由選択補足手当 (CLCA) 又は育児分担手当 (PreParE)、家族補足手当 (CF)、親付添手当 (AJPP) のいずれかを受給する権利があること、 ② 障害児・者を扶養していること、 ③ 家族援助休暇を取得する権利があること。 第2条件：就業していない、又は稼得額が一定以下の就業。 第3条件：世帯所得が一定以下 (親の数、稼ぎ手の数及び子の数で、所得要件が異なる。)
保険期間の加算 (La majoration de la durée d'assurance: MDA)	出産、育児に係る期間が、年金保険料拠出期間として加算される。 出産加算 子の誕生時に被保険者である母親に対し、出産休暇の全ての期間を加算する。 養育加算 誕生から4年間の子の養育について、父又は母に対し、4 四半期 (1 年) 分、加算する。 育児休業加算 育児親休業を取得する被保険者である父及び母に対して、育児親休業に等しい期間を加算する (加算期間は最大 12 四半期 (3 年))。 * 出産加算と養育加算を合わせて、子1人につき最長8 四半期 (2 年)。 * 育児休業加算は、出産加算・養育加算と併給できないが、有利な方を選択できる。	フランスの年金制度では、年金の受給開始時期に関して、被保険者に選択する自由が保障されており、生年ごとに、年金受給開始可能年齢と、満額の給付率を得るために必要な年金保険料拠出期間が設定されている。 満額受給拠出期間を満たしていない被保険者が受給開始年齢から受給すると、不足する四半期分ずつ年金が減額されるが、減額された年金額で引退するか、満額の年金受給権を得るまで就労を続けて拠出するかは、自ら選択することができる。 したがって、 <u>出産や育児によって保険料拠出期間が加算されれば、満額受給拠出期間に早く到達して早期退職が可能になることになる。</u> なお、年金額算定の際に使用する平均賃金は、全加入期間の賃金ではなく、賃金が高額だった 25 年間を選択できるため、育児期の低所得を計算から除くことができる。 【年金額算定式】 年金額 = 平均賃金年額 × 給付率 × (保険料拠出期間 / 166 四半期) + 加算 ・ 平均賃金年額：拠出期間中、最も高額な 25 年間の平均値。 ・ 給付率：拠出期間と受給開始年齢に応じ、50~25% の範囲で決まる。満額受給期間 (166 四半期) の拠出期間のある者が 67 歳で受給開始すると、最高の 50% になる。 ・ 166 四半期 (41.5 年)：満額受給期間。2014 年の改正で、2035 年までに 172 四半期 (43 年) にすることとなった。
子の加算 (年金額増額) (La majoration pour enfants)	3人以上の子 (養子・里子も含む) を養育した両親 (男女被保険者) 各々に対して、基礎制度の年金額の 10% が加算される。	養育したと認められる要件は、子が 16 歳になるまでの間に少なくとも 9 年間、本人又は配偶者が養育したことである。財源は、家族手当金庫が負担する。 この加算部分は非課税であったが、2014 年 1 月 20 日に法律が改正され、所得税が課されることとなった。

(出典) 本田麻衣子「女性と年金をめぐる諸問題—諸外国との制度比較を通して—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』820号, 2014.3.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8483886_po_0820.pdf?contentNo=1>; 神尾真知子「フランスの年金制度と女性の就業・出産・子育て」『年金と経済』31(4), 2013.1, pp.25-32; “Assurance vieillesse du parent au foyer (Avpf).” CAF HP <<http://www.caf.fr/aides-et-services/s-informer-sur-les-aides/petite-enfance/assurance-vieillesse-du-parent-au-foyer-avpf>>; (年金制度の将来及び公平性を保障する 2014 年 1 月 20 日の法律第 2014-40 号について) Loi n° 2014-40 du 20 janvier 2014 garantissant l'avenir et la justice du système de retraites; 服部有希「【フランス】2014 年の年金制度改革」『外国の立法』No.259-2, 2014.5, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8655793_po_02590212.pdf?contentNo=1>; (年金額算定式について) 笠木映里「フランスの年金制度」『年金と経済』35(1), 2016.4, pp.123-125 等を基に筆者作成。